

### <1口あたりの掛金額>

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金額(月額)
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

※ 平成19年度以前に加入された方は、上記の掛金額と異なります。

※ 掛金が免除となり、現在掛金の納付をされていない加入者の方は、引き続き掛金の納付は要しません。

※ 弔慰金、脱退一時金は、加入期間によって金額が異なるため、お問い合わせください。

### <掛金の減免>

加入者が次のような世帯に属するときは、掛金が減免されます。

世帯区分	減免額
生活保護世帯であるとき	10分の10の額
市民税非課税世帯であるとき	10分の5の額
市民税均等割のみ課税世帯であるとき	10分の3の額

## 6 貸付制度

■宇都宮市社会福祉協議会  
相談支援課  
TEL 636-1251 FAX 636-1248

### (1) 生活福祉資金

障がい者世帯に対し、以下の経費等の貸付相談を行っています。

貸付には一定の条件があり、資金の種類により貸付要件等が異なりますので、市社会福祉協議会までお問い合わせください。(実施主体:栃木県社会福祉協議会)

#### <資金の概要>

- ① 生業を営むために必要な経費
- ② 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ③ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ④ 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ⑤ 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ⑥ 負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑦ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)およびその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- ⑨ 冠婚葬祭に必要な経費
- ⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑫ その他日常生活上一時的に必要な経費

#### <対象となる世帯>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方がいる世帯